

入札説明書

平成 28 年 2 月 23 日に公告した下記案件の制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読のうえ、必要な手続きを行ってください。

■ 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市議会タブレット端末購入及び通信サービス利用契約
- (2) 調達物品：別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所：那覇市議会事務局
- (4) 利用開始日：平成 28 年 3 月 28 日

■ 質問疑義照会書の提出（電子メール）

- (1) 提出期限：平成 28 年 2 月 25 日（木）午後 5 時
- (2) 提出先：那覇市議会事務局 庶務課

■ 競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限：平成 28 年 2 月 26 日（金）午後 5 時
（平日午前 9 時～午後 5 時 ※ただし、午後 0 時～午後 1 時は除く）
- (2) 提出先：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 市議会事務局 庶務課

■ 入札の日時・場所

- (1) 日 時：平成 28 年 3 月 7 日（月）午後 3 時
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 401 会議室

1 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下、「能力のない者」という。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人及び未成年者で、営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所の所在がある者。
- (8) 平成 27 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に、下記の業種で登録されている者（那覇市管財課に登録済み）であること。

業種：通信機械器具類 種目：通信機械器具類

2 本件入札等に関する質問及び回答

- (1) 質問期限：平成 28 年 2 月 25 日（木）午後 5 時まで
- (2) 質問方法：「質問疑義照会書」（様式 1）に質問事項を記載のうえ電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。
- (3) 質問先：那覇市議会事務局 庶務課（新里）

E-mail：g-syomu001@neo.city.naha.okinawa.jp

電話：098-862-8108

- (4) 回答方法：平成 28 年 2 月 29 日（月）までに、質問及びその回答は、入札参加資格が認められた事業者のみに通知する。通知は入札参加資格確認申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答を行うものとする。ただし、質問の内容によって、本入札による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

3 入札参加資格の確認申請

上記「1 入札参加資格」に掲げる入札参加資格の有無について確認を行いますので、本件入札への参加希望者は、下記により入札参加資格確認申請書を提出してください。

- (1) 提出期限：平成 28 年 2 月 26 日（金）午後 5 時
（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時 ※ただし、午後 0 時～1 時を除く）
- (2) 提出書類：「競争入札参加資格確認申請書」（様式 2）
- (3) 提出先：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 4 階 那覇市議会事務局庶務課
（直接持参により提出。郵送、FAX 等による提出は不可。）

4 入札参加資格の確認結果

- (1) 平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 5 時までに、申請者に対し入札参加資格結果をメール及び電話にて通知します。
- (2) 入札参加資格確認申請書を提出期限までに提出しない者、及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。

5 入札及び開札

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により、納付を免除します。

(2) 入札

入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければなりません。

入札参加者は、所定の入札書（様式 4）に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

入札は代理人により行わせることができます。この場合は、所定の委任状（様式）に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出してください。委任状のない代理人による入札は無効になります。

委任状には、印鑑登録届出印と、代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。また、落札者の決定前に、他の落札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。

郵便による入札は認めません。

入札執行回数は、3 回までとします。

(3) 入札金額の内訳

入札金額の内訳は、端末本体、附属品費、を平成 27 年度初期費用とし、契約手数料、通信料、端末保証サービス料及びその他通信サービスを提供するために必要な費用は、通信費として各年度ごと（平成 27 年度～平成 30 年度）に記載することとします。

なお、平成 31 年 3 月 31 日で契約期間が満了する際、契約終了に係る費用が生じる

場合は、その金額を平成 30 年度通信費に含めてください。ただし、期間満了による場合は、違約金の請求はできないものとします。

(4) 開札

開札は、入札の終了後、ただちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

入札の当日出席しなかった者又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(5) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

- ①入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- ②委任状を持参しない代理人が行ったとき
- ③日付を欠いたとき又は入札の年月日と合わないとき
- ④記名押印（代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印（認印可））を欠いたとき
- ⑤入札書の表記金額を訂正したとき
- ⑥入札書に入札金額や¥マークの記載がないとき又は当該金額が明確でないとき
- ⑦誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- ⑧明らかに談合と認められるとき
- ⑨同一事項の入札について、他の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき
- ⑩その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。予め所定の入札書を複写しご準備ください。

(7) 落札者の決定

落札者は、本市の予定価格以内で、かつ最低価格をもって入札した者とします。

落札者となるべき同価格入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結すること

が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることができます。

(8) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(9) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(10) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

6 落札決定の取消

落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

7 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 12 号により、納付を免除します。

8 その他

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約に必要な関係書類を提出しなければなりません。ただし、市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）その他の関係法令を熟読し、それらを順守してください。
- (4) 入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

9 問合せ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 4 階

那覇市議会事務局 庶務課：新里、波平

電話 098-862-8108 FAX 098-862-8296

E-mail : g-syomu001@neo.city.naha.okinawa.jp